

令和8年度当初予算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）
を充てた社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より消費税および地方消費税が5%から8%へ、令和元年10月1日より8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分についてはその用途を明確化し、社会保障に必要な経費に充てるものとされています。

女川町における令和8年度に交付される社会保障財源化分の地方消費税交付金の用途については、以下のとおりです。

< 歳入 >

地方消費税交付金（社会保障財源分） 105,000千円

< 歳出 >

上記交付金が充てられた社会保障施策に要する経費 1,896,136千円

（内訳）

（単位：千円）

区分	費目	経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・県 支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉費	289,940	173,742	0	0	10,292	105,906
	老人福祉費	149,327	2,467	0	15	13,007	133,838
	児童福祉費	818,148	140,518	91,500	12,620	50,798	522,712
社会保険	国民健康保険 特別会計繰出金	74,081	29,871	0	0	3,916	40,294
	後期高齢者医療 特別会計繰出金	34,640	22,567	0	0	1,069	11,004
	介護保険 特別会計繰出金	149,713	7,006	0	0	12,640	130,067
衛生健	保健衛生費	380,287	177,964	0	52,417	13,278	136,628
合計		1,896,136	554,135	91,500	65,052	105,000	1,080,449

※地方消費税交付金（社会保障財源分）については、一般財源の比率により按分しています。